

令和5年度 活動テーマ  
LPガスの価値を高めよう!

〈活動目標〉

1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化・取引の適正化
3. LPガスのブランド力の向上
4. 需要創造への取組
5. カーボンニュートラルへの対応

愛媛県

# LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>  
メールアドレス [info@ehime-lpg.or.jp](mailto:info@ehime-lpg.or.jp)

発行者

(一社)愛媛県LPガス協会

〒790-0003

松山市三番町6丁目7-2

ラベルダムビル4階

電話(089)947-4744

FAX(089)947-8499

## 令和5年度保安講習会実施状況について

標記の件について、取りまとめが完了しましたのでご報告いたします。  
今年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあってか、昨年度を大きく上回るみなさまにご参加いただきました。ご多用の中、ご参加いただきありがとうございます。  
各会場の実施・出席状況は次表のとおりです。

愛媛県の各地方局、新居浜市・松山市の消防の担当官からは、「液化石油ガス販売事業に関する保安指導方針」と題して、近年の法改正に伴う対応や県内における事後の発生状況についてご説明いただきました。特に、ここ数年、他工事業者による漏えい事故の増加が顕著になってきて

いることを踏まえ、事故発生時の対応について注意喚起がなされました。妹尾会長は「LPガス情勢について」と題し、現在、資源エネルギー庁が進めております商慣行是正に向けた対応方針として、流通ワーキンググループの資料を基に今後の法改正とそれに伴う対応についてお話しがありました。また、東京海上日動火災保険(株)愛媛支店のご協力により、「LPガス事業者賠償責任保険制度について」、多様化するLPガス販売事業外の補償や、『もしも』の備えとしての充実したオプション制度についてご説明いただきました。

なお、今回諸事情でご参加が叶わなかった方で資料の送付をご希望される場合は、協会事務局までご連絡ください。

令和5年度保安講習会実施状況一覧表

開催日	地区名	行政担当者	会場	令和5年度参加者	令和4年度参加者
7月31日(月)	周桑・今治支部 (東予地方局)	愛媛県東予地方局	今治地域地場産業振興センター 第2研修センター	57	32
8月1日(火)	八幡浜・西予支部 (南予地方局)	愛媛県南予地方局	愛媛県南予地方局八幡浜支局 7階 大会議室	27	26
8月1日(火)	宇和島・南宇和支部 (南予地方局)	愛媛県南予地方局	宇和島市総合福祉センター 4階 大会議室	30	28
8月2日(水)	大洲支部 (南予地方局)	愛媛県南予地方局	大洲市総合福祉センター 1階 会議室	24	22
8月8日(火)	四国中央・新居浜・西条支部 (新居浜市消防本部)	新居浜市消防本部	マリパーク新居浜 2階 会議室	63	47
8月9日(水)	松山支部 (松山市消防局)	松山市消防局	松山市男女共同参画推進センター 5階 大会議室	77	46
合計				278	201

### 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

## 設備の無償貸与・貸付配管等の商慣行是正に向けた対応について

先月のLPガス情報でもお伝えしたとおり、7月24日(月)に資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室(以下、エネ庁)による「第6回流通ワーキンググループ(以下、ワーキンググループ)」が開催されました。

既に業界紙等での報道や保安講習会の説明でご周知のことと思いますが、改めてお知らせいたします。

今回のワーキンググループでは、商慣行是正に向けた法改正への対応方針と実効性確保の方策など、具体的な内容に踏み込んだ議論となりました。前回までの内容を踏まえ、対応方針を「**過大な営業行為の制限**」「**三部料金制の徹底**」「**LPガス料金等の情報提供**」に絞り、2024年春に液石法省令が改正・公布される予定です。

### ○過大な営業行為の制限(2024年度夏施行予定)

賃貸集合住宅オーナーや戸建消費者への正常な商慣習を超えた利益供与、および事業者の切り替えを制限するような契約締結等が禁止されます。遡及適用はありませんが、施行後の新規交渉や契約延長は認められません。

何が「正常な商慣習を超えた利益」に該当するかについては、今後施行規則等で明確化されます。

### ○三部料金制の徹底(2027年度施行予定)

算定根拠が説明できる三部料金制の徹底と、設備料金としてLPガス消費に関する配管・器具以外の設備費の計上が禁止されます。また、賃貸集合住宅においては、配管、ガス器具等ガス消費に係る設備をオーナーが設置する場合は家賃で回収すべきとの考えから、消費者へ消費設備費

の計上が禁止されます(消費者と個別に貸与契約が締結されている場合を除く)。

今回の改正省令に強制力を持たせるため、エネ庁は取り締まりの強化と罰則規定の設定を明言しております。改正制度の順守を自ら宣言したLPガス事業者の一覧をエネ庁ウェブサイトに掲載。併せて、通報体制の整備として投稿フォームを開設し、得られた情報を基に取り締まりを行うとのことです。報告の徴収、立入検査、勧告が行われ、命令違反事業者は登録取り消し、30万円以下の罰金が科せられます。

### ○LPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅入居予定者に対し、直接またはオーナー、不動産管理会社等を通じて、LPガス料金等を提示する努力義務が課されます。令和3年6月に経産省・国交省から情報提供を依頼する通知が関係各所に发出されておりますが、徹底するために再周知がなされる予定です。

罰則規定はないものの、LPガス事業者・不動産事業者に対するフォローアップ調査が行われるほか、通常の立ち入り検査時に実施状況を確認されます。また、ワーキンググループでの検証も継続される予定です。

今回のワーキンググループについても、経産省ホームページにて動画視聴、資料ダウンロードが可能となっております。資料の一部を次ページに掲載しております(保安講習会資料と重複)が、今後の対応に向けて、ぜひご確認くださいませようお願いします。

### 【第6回流通ワーキンググループ】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/sekiyu\\_gas/ekika\\_sekiyu/006.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/006.html)

前回WGの6つの論点と対応方針の整理

- 本WGでは、**賃貸集合住宅の問題を中心に6つの論点**について、大まかな対応方針を議論してきた。
- これらの対応方針を、実効性を伴う方針へと昇華させるため、**3つに再構築して議論を深掘りすべきではないか。**

賃貸集合住宅	論点(1) 過大な顧客獲得費用の是正	過大な営業行為の制限
	論点(2) 賃貸向けLPガス料金での消費設備費の計上禁止	
	論点(3) 不動産仲介業者による入居希望者に対するLPガス料金情報提供の徹底	
	論点(4) LPガス事業者変更時の居住者に対する事前説明	
戸建て	論点(1) LPガス事業者切替時のトラブル防止のための三部料金制の徹底	三部料金制の徹底
	論点(2) 消費者からの苦情等への適切かつ迅速な処理の継続的実施	
		LPガス料金等の情報提供

過大な営業行為の制限に向けた対応方針とその実効性確保(1)

- 改正方針**
- ① LPガス事業者は、賃貸集合住宅又は戸建ての消費者とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建ての消費者等に対し、**正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない**
  - ② 賃貸集合住宅のオーナー又は戸建ての消費者等との間で、**LPガス事業者の切替を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない**
- 考え方**
- ① 賃貸集合住宅では消費者はオーナーが選択したLPガス販売事業者と契約締結せざるを得ないこと、戸建てではガス契約が長期間にわたることから、オーナー、不動産管理会社、建築事業者、消費者等に対して、**正常な商慣習を超えた利益を供与することを禁止**  
 「正常な商慣習を超えた利益」が何なのかを特定して規定することは、競争制限的に働くおそれがあることから、定性的な記載とならざるを得ないが、施行規則、解釈通達及びガイドラインにおいてどこまでの記載が可能か、今後の検討が必要  
※施行規則：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
 解釈通達：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について  
 ガイドライン：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針
  - ② 消費者の自由な事業者選択を阻害するおそれのある、**LPガス事業者の切替を制限するような条件を付した契約締結等を禁止**  
 「LPガス事業者の切替を制限するような条件」とは、月々のガス料金に照らして、高額な違約金規定や無償で貸与している設備の高額な買取条項などが考えられるが、施行規則、解釈通達及びガイドラインにおいてどこまでの記載が可能か、今後の検討が必要

過大な営業行為の制限に向けた対応方針とその実効性確保(2)

- 取り締まり**
- 国による取り締まりを強化するため、罰則規程のある条文に明確に位置付け
- |   |                        |                     |
|---|------------------------|---------------------|
| 法第16条第2項<br>(施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない) | 施行規則第16条<br>(販売の方法の基準) | 過大な営業行為の制限に関する条文を新設 |
|---|------------------------|---------------------|
- ※法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 不当な利益による営業行為が認められた場合<法第16条第2項違反の疑い>
    - ◆ 報告徴収<法第8条2号>、立入検査<法第8条3号>
    - ◆ 勧告<法第17条第1項>、さらに勧告に従わないときは公表<法第17条第2項>
    - ◆ 基準適合命令<法第16条第3項>、さらに命令に違反したときは登録取消し<法第26条第4号>
    - ◆ 30万円以下の罰金<第100条第1の2号>
- 経過措置期間**
- **公布の日から起算して3月を経過した日から施行**
  - 施行日以降の新規交渉、既存契約の延長禁止(避及適用せず)
- フォローアップ**
- LPガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知
  - 制度遵守に係る自己適合宣言(詳細は後述)
  - 監視・通報体制整備(詳細は後述)
  - LPガス事業者に対するフォローアップ調査
  - 違反の疑いがあった場合は立入検査の実施
  - 本WGでの検証(年1~2回)

三部料金制の徹底に向けた対応方針とその実効性確保(1)

- 改正方針**
- ① **ガス契約に係る料金は、基本料金、従量料金及び設備料金とし、消費者に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない**
  - ② **設備料金として、配管及びガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない**
  - ③ 消費者とガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者と異なる場合(たとえば賃貸集合住宅)において、**消費者にガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない**  
※ただし、LPガス事業者と消費者の間で、個別に監視器、ストーブなどのガス器具の貸与契約が締結されている場合を除く
- 考え方**
- ① 三部料金制とは、基本料金、従量料金の他に、配管・ガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの貸付料金等設備料金を設けた料金体系
- |      |   |
|------|---|
| 基本料金 | 容器・調整器・高圧ホース・メータなどの設備等の費用や設備点検・検針費用など消費量の多少に関係なく生じる固定的な費用 |
| 従量料金 | ガス原料費、配送費など使用量に応じて発生する費用                                  |
| 設備料金 | 個別の契約に基づき、配管・ガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用          |
- ② LPガス料金の算定根拠を説明するための三部料金制(消費設備費の外出し)の徹底  
 その際、**ガスを消費する場合に用いられる器具以外(電気エアコン・インターホン等)の設備費の計上禁止**
  - ③ **賃貸集合住宅における配管、給湯器、エアコンなどの設備は、オーナーが設置する場合は家賃に含まれるものであり、ガス料金として設備費に計上することは適当でないため、賃貸向けガス料金については基本料金、従量料金とし、消費設備費の計上禁止(ガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)**  
※ただし、LPガス事業者と消費者の間で、個別に監視器、ストーブなどのガス器具の貸与契約が締結されている場合を除く

三部料金制の徹底に向けた対応方針とその実効性確保(2)

- 取り締まり**
- 国による取り締まりを強化するため、罰則規程のある条文に明確に位置付け
- 賃貸集合住宅において設備料金の計上又は、戸建てにおいて電気エアコン・インターホン等のガス器具とは関係のない設備料金の計上が認められた場合<法第16条第2項違反の疑い>
    - ◆ 報告徴収<法第8条2号>、立入検査<法第8条3号>
    - ◆ 勧告<法第17条第1項>、さらに勧告に従わないときは公表<法第17条第2項>
    - ◆ 基準適合命令<法第16条第3項>、さらに命令に違反したときは登録取消し<法第26条第4号>
    - ◆ 30万円以下の罰金<第100条第1の2号>
- 経過措置期間**
- **公布の日から起算して3年を経過した日から施行**
  - (配管については、家主に所有権を保有させるよう商慣習を変更していくべきか、今後の検討が必要)
- フォローアップ**
- LPガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知
  - 施行前に積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築(詳細は後述)
  - LPガス事業者に対するフォローアップ調査(経過措置期間中も実施し、三部料金制の適用割合の公表を検討)
  - 通常の立入検査時に実施状況を確認
  - 本WGでの検証(年1~2回)

LPガス料金等の情報提供に向けた対応方針とその実効性確保

- 改正方針**
- ① LPガス事業者は、**事前に、入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて、ガス料金等を提示するよう努めなければならない**
- 考え方**
- ① 入居後のトラブル防止のため、令和3年6月に**不動産仲介業者から入居希望者へのガス料金の情報提供を依頼する通知を経産省・国交省から発出済**  
 入居希望者へのガス料金の情報提供を徹底するため、**経産省・国交省が連携して業界団体宛てに再周知を図る**  
 賃貸集合住宅では入居者はオーナーが選択したLPガス事業者と契約締結せざるを得ないことから、**LPガス事業者は、入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて、当該住宅のガス料金等を提示するよう努力義務を課す**  
※LPガス事業者は、日頃から当該住宅のLPガス料金表を提供することし、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供すること
- フォローアップ**
- LPガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査
  - 通常の立入検査時に実施状況を確認
  - 本WGでの検証(年1~2回)

改正法令の実効性確保のための方策案

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	● 制度遵守に係る自己適合宣言(※1)	● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ◆ 監視・通報体制の整備 ◆ LPガス事業者に対するフォローアップ調査	エネ庁HPに投稿フォーム(匿名可)を開設し、得られた情報を基に必要に応じて取り締まりを実施
三部料金制の徹底	● LPガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知	● 違反の疑いがあった場合は立入検査	
LPガス料金等の情報提供	● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築(※2)	● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認	● 本WGでの検証(年1~2回)
その他	● LPガス事業者に対するフォローアップ調査(三部料金制の適用割合の公表を検討)	● LPガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査	● 通常の立入検査時に実施状況を確認

● 関係省庁(国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等)との連携  
 ● 消費者委員会において本WGにおける取組状況を報告  
 ● LPガス地方懇談会(消費者団体、LPガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。)を活用した機運の醸成

戸建てにおける貸付配管に係るこれまでの裁判例

- 戸建てにおけるLPガスの解約時の貸付配管の精算について、消費者(居住者)側が支払いを拒否することがあり、これまで多くの訴訟事件が発生(原告：LPガス事業者、被告：消費者)。
  - 裁判例としては、**付合により、配管の所有権が設置時に消費者に移転してしまっているため、解約時に配管を消費者に売却するという合意自体が原始的に履行不可能とされ、LPガス事業者側が敗訴している裁判例が多数存在**。
  - 他方、**配管を取り外すことが容易であることを証明(物理的にビス止めのみで取り外しの際に建物の損傷もない、配管には技術基準が適切適用していない場合は修理を命ぜられる等)することで、付合を否定される可能性が高まる**。
  - また、付合と判断された場合でも、三部料金制を徹底した上で、**適切な減価償却を反映した精算金の明確化**をすることで、償金請求権が認められる可能性が高まる。
- |      | 消費配管の場合の判断基準  | 裁判例の傾向   |
|------|---|--|
| 強い付合 | ● 設置された配管を取り外すために建物や配管自身を損傷する必要があること<br>● 配管は機能的に建物と一体のものであること 等  | ● 敗訴(所有権を否定)   |
| 弱い付合 | ● 不動産の所有者の承諾の下に動産の所有者が動産を不動産に付着させた場合など、動産の付合が確然として行われること<br>● 配管の取り外しが容易であること 等   | ● 勝訴事例あり(付合の如何を問わず、たとえば、LPガス事業者と消費者間の合意は未払分の設備費用の支払いを約するもので違約金規定とはいえないとし、消費者契約法第9条第1号を適用していない事例) |
| 付合   | ● 不動産に動産が付着して、これを分離復旧させることが事実上不可能又は社会経済上著しく不利益な程度に至ると、その動産は、不動産と一体となり(不動産とこれに付着した動産で一個の物となり)、結果として不動産の所有者のものとなる。これを「不動産の付合」という。<br>○民法(昭和二十九年法律第八十九号)第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。 |  |

※1 制度遵守に係る自己適合宣言：各LPガス事業者自ら改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化  
 ※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

# 【再々掲載】労働安全衛生規則等の一部改正に伴う対応について

労働安全衛生規則等の改正について、LPガス情報令和5年5月号・7月号でもご案内させていただきましたが、施行日が迫ってまいりましたので改めてご案内いたします。施行日をご確認のうえ、早めにご準備をお願いいたします。

施行日：令和5年10月1日～

### 【保護帽について】

#### ○基準

型式検定（国家検定）に合格した、「墜落時保護用」の製品で、検定合格標章に「墜落時保護用」の記載があることをご確認ください。

詳細な情報は（一社）日本ヘルメット工業会のサイトでご確認ください。  
（一社）日本ヘルメット工業会（JHMA） <http://japan-helmet.com>

#### ○着用義務の拡大

以下のいずれかに該当する貨物自動車で荷の積卸し作業を行う際は、墜落による労働者の危険防止のため、着用が義務化になります。

#### ○着用が必要な貨物自動車の種類

含まれるもの・・・「あおりのない荷台を有する貨物自動車」「平ボディ車」「ウイング車」

含まれないもの・・・「バン」〈荷台の四方が囲まれた箱型のもの（ウイング車を除く。）〉

※法令の適用がない場合でも、墜落・転落のおそれのある作業では着用が必

要です。

### 【運転位置から離れる場合の措置について】

#### ○現在の規制

貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷物運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置から離れる場合の義務

①フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと

②原動機（エンジン）を止めること

③ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること

エンジンを止めると荷役装置が動かせない荷役運搬車両では運転者だけで荷役作業を行うことはできない。

荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

#### ○施行後

運転席と、作業装置の操作位置が異なる貨物自動車で、作業装置の操作を行う場合は、①と②の義務は適用除外

### 逸走防止措置とは

貨物自動車の逸走防止措置としては、ブレーキを確実にかけることのほか、輪止めなどの方法があります。

エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、逸走防止措置を確実にとるようにしてください。

		荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		現在も義務	現在も義務
2トン以上 5トン未満	テールゲートリフター設置	10月1日から義務	10月1日から義務（テールゲートリフター使用時のみ）
	テールゲートリフターなし	10月1日から義務	10月1日から義務

## 【ご案内】LPガスの普及促進活動について

2050年カーボンニュートラル実現に向けてのLPガス普及促進の特設サイトが、（一社）全国LPガス協会サイト内に、「需要開発推進運動特設サイト」として開設されております。

多くのお客様にLPガスを届けるためや災害に強いLPガスの需要拡大と高効率給湯器普及促進のため下記の様々な情報が掲載されております。

### 各種チラシダウンロード

【掲載内容】

高効率給湯器補助金活用リーフレット  
エコジョーズについて  
ガス燃料器の寿命について

### LPガス周知・啓発おすすめ動画

【掲載内容】

カーボンニュートラルって何をすればいいの？  
ヒートショック対策編  
ラク家事って何？編

### 省エネ機器導入事例

【掲載内容】

自然災害に備えを！LPガスで防災対策とBCP強化  
LPガス導入事例集

### 補助金情報

【掲載内容】

給湯省エネ事業  
こどもエコすまい支援事業  
災害バルブ等

### セミナー・イベント情報

令和5年度

～近日公開～

### お役立ちサイトリンク

給湯器メーカー  
供給機器メーカー等

情報は随時更新されておりますので、下記HPをご確認のうえ、お客様へのご案内等で積極的なご活用をお願いいたします。

（一社）全国LPガス協会「需要開発推進運動特設サイト」 <https://japanlpg-juyoukaiatsu.com/>

## カーボンニュートラルへの貢献について

保安講習会の時に資料として配布させていただきましたが、改めてご案内させていただきます。政府が推進する住宅の省エネ化を支援する補助事業を活用し、高効率給湯器を導入していただくため、業界団体が共同でリーフレットを作成しました。上記全協の特設サイトからダウンロードできますので、お客様へのご提案等にご活用ください。なお各種補助事業については、下記サイトをご確認ください。次の内容が掲載されております。



<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

【キャンペーンについて、ツールダウンロード、事業者向け】



子どもエコすまい  
支援事業

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

【事業概要、注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、リフォーム、資料ダウンロード】



給湯  
省エネ事業

<https://kyutou-shoene.meti.go.jp/>

【事業概要、補助金の交付申請、対象機器の詳細、資料ダウンロード】

**国家試験  
受験願書受付申です!**  
受付期間は8月21日から9月4日(書面)・9月6日(電子)まで

受付期間は右記の通りになりますので、受験予定者の方は期間内にお手続きください。

**試験の実施概要**

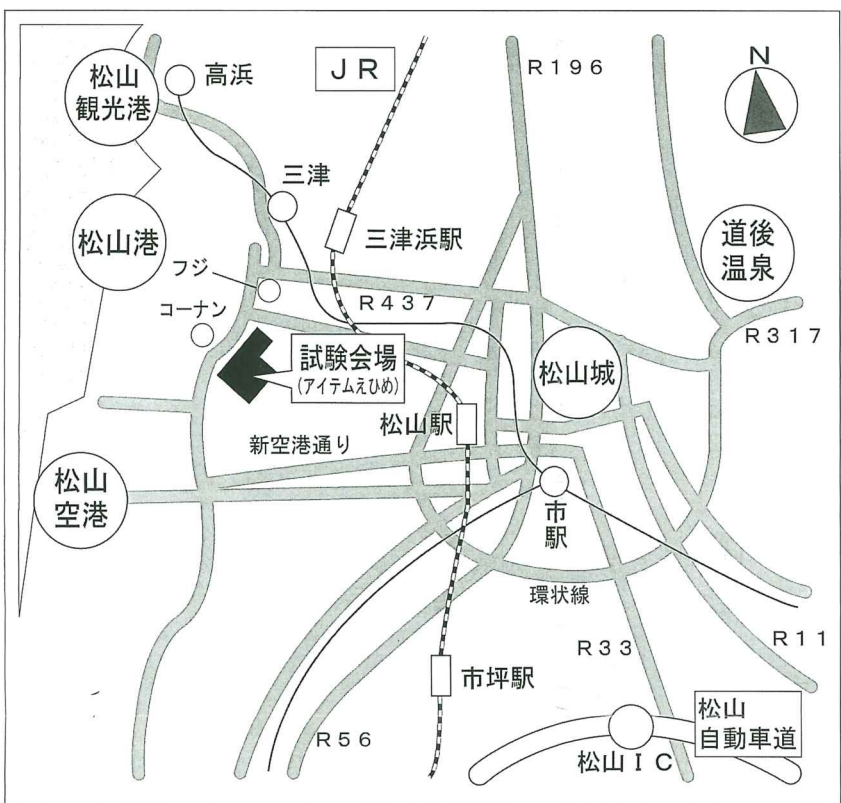
**1. 試験日**

令和5年11月12日(日)

**2. 場所**

アイテムえひめ 大展示場  
松山市大可賀2丁目1番28号

**【試験会場地図】**



**3. 試験受付の手続き**

**① 受験願書の請求先**

返信用封筒(縦33cm、横24cm以上の大きさ)に、必要切手(願書1部140円、2~3部250円、4~6部390円、それ以上は要問合せ)を貼付し、受験科目・必要部数を書いたメモを同封の上、送付封筒の表に「受験願書請求」と朱書きし、請求してください。

なお、各地方局総務県民課防災対策室及び支局総務県民室でも受験願書を配布しております。

**② 書面申請**

8月21日(月)から9月4日(月)まで

郵送による場合は、9月4日(月)までの消印のあるもの(料金別納郵便、料金後納郵便等それに類似するもの)にあつては、9月4日(月)までに到着したものに限り受付します。

**③ 電子申請**

8月21日(月)10:00から9月6日(水)17:00まで

KHKホームページ <https://www.khk.or.jp>

**4. 受験願書の提出先**

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階  
(一社)愛媛県LPガス協会

ただし、大臣試験、知事試験の全科目免除者は下記へ提出してください。

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル 高圧ガス保安協会試験・教育事業部門

**5. 注意事項**

**① 電卓**

試験では「四則計算(+-×÷)」のみで電卓に限り使用が認められています。

関数電卓の使用は禁止です。使用可能な電卓の貸与は行いません。

**② 携帯電話等電子機器の取扱い**

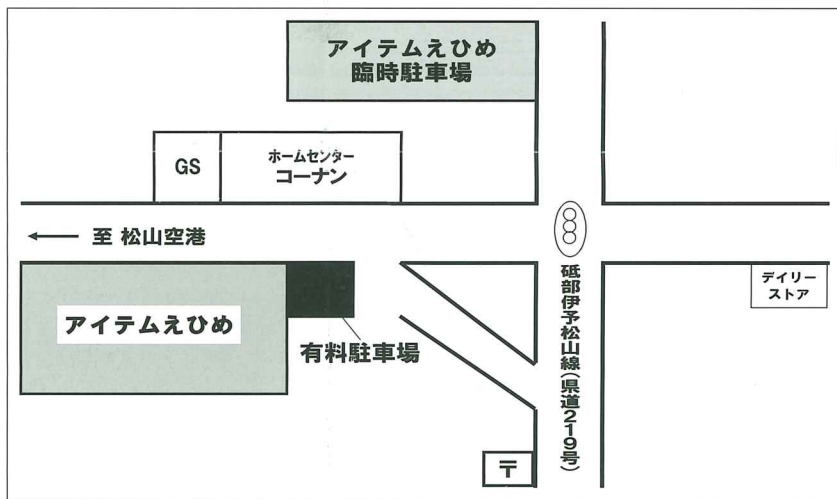
(1) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、PHSなどの通信機能を有する電子機器(腕時計型ウェアラブル端末を含む)の使用及び作動を禁止します。これらの電子機器を時計及び電卓の代替に使用することはできません。

(2) 電子機器の電源は必ずOFFにして鞆に収納し、携帯することは禁止します。通信機器を試験中に身に付けている状態又は使用可能な場所に所持していることが確認された場合は、電源のON/OFFにかかわらず不正行為と見なします。

**③ 時計**

スマートウォッチなど通信機能を有するものは使用を禁止します。また、時計は腕から外し、机上に置いていただきます。

**④ ホームセンターコーナンへの無断駐車は固く禁じます。お車で来場される場合は、アイテムえひめの有料駐車場、もしくは臨時駐車場をご利用くださいますようお願いいたします。**



**令和4年度補正予算 配送合理化及び設備導入補助金の公募再開について**

エルピーガス振興センターは、「石油ガス販売事業の配送合理化補助金」及び「石油ガス設備導入補助金」の公募を再開しました。詳細は次のとおりです。

非常にタイトなスケジュールとなっております。申請される事業者様は補助金専用ページの詳細をよくご確認のうえ、お手続きください。

**【配送合理化補助金】**

<https://www.haisougourika.net/lp2022/index.html>

**【設備導入補助金】**

<https://www.setsubidounyu.com/>

**① 公募期間**

令和5年8月21日(月)~9月7日(木)

**② 締切**

令和5年9月7日(木)

**③ 事業完了期限**

令和6年2月15日(木)

**④ 実績報告提出期限**

令和6年2月29日(木)

**⑤ 注意事項**

補助率等は、それぞれの専用ページからご確認ください。また、交付申請書は最新のフォルダをダウンロードの上ご使用ください。実績報告書類の提出は、事業が完了してから30日以内もしくは令和6年2月末日までのどちらか早い日までです。

**四国ガス(株)との転換情報**

(2023年7月転換処理分)

項目 地区	LPガスから 四国ガスへ転換	四国ガスから LPガスへ転換	差 引 き 四国ガスへ転換	転換された累計
今 治	1	0	1	4,683
松 山	14	12	2	12,380
宇 和 島	0	1	-1	3,099
計	15	13	2	20,162

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

**協会日誌**



7月28日(金)

設備士第2・3講習検定  
(リジエール松山)

7月31日(月)

保安講習会  
(今治地域地場産業振興センター)

8月1日(火)

保安講習会  
(南予地方局八幡浜支局)

8月2日(水)

保安講習会  
(宇和島市総合福祉センター)

8月8日(火)

保安講習会  
(大洲市総合福祉センター)

8月9日(水)

保安講習会  
(マリンパーク新居浜)

8月9日(水)

保安講習会  
(松山市男女共同参画センター)